

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育総務課の項中「学校統合準備室」を削り、同項の次に次のように加える。

学校統合推進室 学校統合推進係

第4条第1項の表教育総務課の部管理係の項第2号中「取得、維持管理及び処分」を「維持管理」に改め、同部学校統合準備室の項を削り、同部の次に次のように加える。

学校統合推進室

学校統合推進係

- (1) 小中学校適正規模化・適正配置の計画及び推進に関すること。
- (2) 小中学校適正規模化・適正配置に伴う学校の整備に関すること。
- (3) 小中学校適正規模化・適正配置に係る広報広聴及び連絡調整に関すること。

第5条第1項を次のように改める。

事務局に事務部長及び学校教育部長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。

第5条第2項中「、指導主事、管理主事」を削り、同条に次の1項を加える。

3 事務局に指導主事、管理主事及び社会教育主事を、公民館に館長を置く。

第6条第4項中「課長及び」を「課長、室長及び」に改め、「受けて課」の次に「、室」を加える。

第 6 条中第 8 項及び第 9 項を削り、第10項を第 8 項とし、第11項から第13項までを 2 項ずつ繰り上げ、第11項の次に次の 2 項を加える。

12 指導主事は、上司の命を受けて学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務を処理する。

13 管理主事は、上司の命を受けて教職員の人事管理に関する事務を処理する。

第 6 条第14項を次のように改める。

14 社会教育主事は、上司の命を受けて社会教育法(昭和24年法律第207号)第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する職務を行う。

第 6 条に次の 1 項を加える。

15 公民館長は、上司の命を受けて社会教育法第27条第 2 項に規定する職務を行う。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務委任規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「社会教育委員及び図書館協議会委員」を「別表に定める附属機関の委員その他構成員」に、「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同条に次の2号を加える。

(18) 教科用図書の採択に関すること。

(19) 伊勢市文化財保護条例（平成17年伊勢市条例第201号）の規定による文化財の指定及び解除に関すること。

第4条中「又は」の次に「第3条の規定により」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（臨時代理）

第3条 教育長は、教育委員会の会議が成立しないとき、又は緊急やむを得ないときは、前条各号に掲げる事項について、臨時に代理することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

(1) 伊勢市奨学生選考委員会
(2) 学校運営協議会
(3) 伊勢市いじめ問題対策委員会
(4) 伊勢市社会教育委員
(5) 伊勢市立公民館運営審議会
(6) 図書館協議会

(7) 伊勢市青少年問題協議会
(8) スポーツ推進審議会
(9) 伊勢市文化財保護審議会
(10) 指定管理者選定委員会

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公印規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表学校印の項及び学校長印の項中「36」を「34」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市二見生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市二見生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則

伊勢市二見生涯学習センター管理規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用料の減免手続）

第6条 条例第13条の規定による使用料の減免に係る次に掲げる行為は、当該各号に定める様式による。

- (1) 申請 伊勢市二見生涯学習センター使用料減免申請書（様式第3号）
- (2) 決定通知 伊勢市二見生涯学習センター使用料減免決定通知書（様式第4号）

第9条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第10条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「き損」を「毀損」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「伊勢市教育委員会」を「伊勢市長」に改め、「㊤」を削る。

様式第5号中「（第11条関係）」を「（第10条関係）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市御薗B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市御薗B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市御薗B & G海洋センター条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで

第5条第2項第1号を削り、同項第2号中「12月31日」を「翌年4月30日」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第12条第5号中「き損する行為」を「毀損する行為」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 6 号

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則（平成27年伊勢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占有）許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

電話番号

やすらぎ公園プールの団体使用（占有）をしたいので、次のとおり申請します。

使 用 日 時	年 月 日 午前 午後 午前 午後 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
入 場 人 員	人
使 用 料	円
条 件	伊勢市やすらぎ公園プール条例及び同条例施行規則を遵守します。
その他必要事項	

様式第4号（第5条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占有）許可書

年 月 日

様

伊勢市教育委員会



年 月 日付けをもって申請のあったやすらぎ公園プールの団体使用（占有）については、次のとおり許可します。

使用日時	午前 午後 午前 午後 時 分 から 時 分 まで
使用目的	
入場人員	人
使用料	円
条 件	1 本証は、入場及び退場の際、必ず職員に提示すること。 2 入場及び退場をしようとするときは、申請人員の確認を受けること。 3 使用料は、伊勢市やすらぎ公園プール条例第8条の規定により納付すること。 4 伊勢市やすらぎ公園プール条例及び同条例施行規則を遵守し、職員の指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市教育支援委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育支援委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(伊勢市就学指導委員会規則の廃止)
- 2 伊勢市就学指導委員会規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第16号）
は、廃止する。

伊勢市特別支援教育推進会議規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市特別支援教育推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）

第 9 条の規定に基づき、伊勢市特別支援教育推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市学校給食運営委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市学校給食運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第10号

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、名勝二見浦保存管理計画運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市美術展覧会運営委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第11号

伊勢市美術展覧会運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市美術展覧会運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市美術展覧会審査委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第12号

伊勢市美術展覧会審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）

第9条の規定に基づき、伊勢市美術展覧会審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(審査会)

第3条 委員会に、部門ごとに審査会を置く。

2 審査会は、当該部門の応募作品の審査を行う。

3 審査会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 審査会に、部門長を置き、当該審査会に属する委員の互選により定める。

5 部門長は、当該審査会の事務を掌理する。

6 部門長に事故があるときは、当該審査会に属する委員のうちから部門長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 委員会は、その定めるところにより、審査会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決するこ

とができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前3項の規定は、審査会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市青少年相談センター条例施行規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第13号

伊勢市青少年相談センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市青少年相談センター条例（平成29年伊勢市条例第3号）第6条の規定に基づき、伊勢市青少年相談センター（以下「相談センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 相談センターに、所長のほか、相談員及び事務職員を置く。

2 必要があるときは、相談センターに、指導員を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受けて、相談センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 相談員、指導員及び事務職員は、上司の命を受け、相談センターの事務をつかさどる。

(運営協議会の会長及び副会長)

第3条 伊勢市青少年相談センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(運営協議会の会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営協議会の庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(運営協議会への委任)

第6条 前3条に定めるもののほか、議事の手続その他運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(青少年指導員)

第7条 相談センターに、青少年指導員を置く。

2 青少年指導員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 青少年に対する街頭指導

(2) 青少年の非行防止及び健全育成のための有害環境浄化活動及び危険箇所点検

3 青少年指導員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係機関の職員

(2) 関係団体の構成員

(3) 青少年の非行防止及び健全育成に熱意と識見を有する者

4 青少年指導員の定数は、300人以内とする。

5 青少年指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 青少年指導員は、再任されることができる。

7 青少年指導員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 青少年指導員は、第2項に規定する活動を行うときは、青少年指導員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、相談センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市青少年相談センター設置規則の廃止)

- 2 伊勢市青少年相談センター設置規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第32号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の伊勢市青少年相談センター設置規則（以下「旧規則」という。）第4条第3項の規定により委嘱され、又は任命された青少年指導員である者は、この規則の施行の日に、第7条第3項の規定により青少年指導員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる青少年指導員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧規則第4条第3項の規定により委嘱され、又は任命された青少年指導員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別記様式（第7条関係）

（表面）



青少年指導員証

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、伊勢市青少年指導員
であることを証明する。

年 月 日

伊勢市教育委員会 印

（裏面）

注 意

- 1 青少年相談員の活動を行うときは、
必ずこの証を携帯すること。
- 2 記載事項に変更を生じたときは、速
やかに訂正を受けること。
- 3 紛失し、又は毀損したときは、速や
かに発行者に連絡すること。
- 4 青少年指導員でなくなったときは、
直ちに返却すること。
- 5 この証を他人に貸与し、又は譲渡し
ないこと。
- 6 この証の有効期限は、 年 月
日とする。

伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第14号

伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、次に掲げる施設に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 伊勢市観光文化会館
- (2) 伊勢市観光文化会館駐車場

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例施行規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第15号

伊勢市奨学金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、奨学金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の委員長及び副委員長)

第2条 伊勢市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(選考委員会の会議)

第3条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 選考委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、4親等内の親族に関する事案又は自己と利害関係を有する者に関する事案に関し、その議事に加わることができない。ただし、当該委員は、選考委員会の同意があったときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(選考委員会の庶務)

第4条 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(選考委員会への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、議事の手続その他選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

(伊勢市に居住する者の子弟の範囲)

第6条 条例第3条に規定する「伊勢市に居住する者の子弟」には、次の各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

- (1) 親がなく、親に代わるべき者が伊勢市に居住する場合
- (2) 親及び親に代わるべき者がなく、本人が伊勢市に居住する場合

(申請手続)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、伊勢市奨学金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 学校長又は学部長の推薦書(様式第2号)
- (3) 学業成績証明書
- (4) 自己及び自己と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し
- (5) 自己及び自己と同一の世帯に属する者で所得のあるもの全員の所得を証明する書類
- (6) 保証人(伊勢市の区域内に住所を有する者に限る。以下同じ。)と連名の誓約書(様式第3号)

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請書は、毎年6月1日から6月15日までの間に提出しなければならない。

(奨学生の選考時期)

第8条 奨学生の選考は、毎年7月1日から7月25日までの間に行う。

- 2 同一年度内において奨学生を追加選考しようとする場合は、随時選考を行うものとする。

(奨学生の選考方法)

第9条 教育委員会は、奨学生の選考について、第7条第1項の申請書を添えて選考委員会の審査に付するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の規定により審査に付されたときは、教育委員会が別に定める奨学生選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき審査を行い、奨学生となるべき者の氏名及び奨学金の支給額を教育委員会に報告するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の規定による選考委員会の報告に基づいて、奨学生を選定し、その奨学金の支給額を決定する。

(選考基準)

第10条 選考基準には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 学業及び性行に関する判定基準
- (2) 学資の支弁が困難であることに関する判定基準
- (3) 奨学金の支給額の決定基準
- (4) 奨学金の支給の廃止及び停止の基準

(選定の通知)

第11条 教育委員会は、第9条第3項の規定により奨学生を選定したときは、その旨を第7条第1項の申請書を提出した者に奨学生選定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(奨学金の支給期間及び支給期月)

第12条 奨学金は、月を単位として支給するものとし、奨学金を支給する期間は、奨学生が第7条第1項の申請書を提出した日の属する年度の4月（奨学生が4月において条例第3条の規定に該当しないとき、又はその所属する学年の始期が4月1日でないときは、同条の規定に該

当することとなった日又はその学年の始期の属する月）から当該奨学生がその学年を修了する日の属する月までとする。

2 奨学金は、次のとおり 3 期に分けて支給する。

(1) 第 1 期 4 月から 9 月までの分

(2) 第 2 期 10 月から 12 月分までの分

(3) 第 3 期 1 月から 3 月までの分

3 奨学生に特別の事情のあるときは、前項の規定にかかわらず、奨学金を毎月又は 2 期に分けて支給することができる。

4 奨学金の支給期日及び支給方法については、教育委員会が別に定める。
(奨学金の支給の廃止及び停止の方法)

第13条 教育委員会は、条例第 6 条の規定により奨学金の支給を廃止し、又は条例第 7 条の規定により奨学金の支給を停止しようとするときは、選考委員会の審査に付するものとする。ただし、奨学生が条例第 6 条第 1 号の規定に該当する場合における奨学金の支給の廃止については、この限りでない。

2 選考委員会は、前項の規定により諮問を受けた事案について選考基準に基づき審査を行い、教育委員会にその結果を報告するものとし、教育委員会は、当該報告に基づいてその廃止又は停止の決定をするものとする。

(奨学金の廃止及び停止の始期)

第14条 条例第 6 条の規定による奨学金の廃止及び条例第 7 条の規定による奨学金の停止は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から行う。

(奨学金の廃止又は停止の通知)

第15条 教育委員会は、奨学金の廃止又は停止の措置を行ったときは、その旨を奨学生に奨学金廃止（停止）通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(異動の届出)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日から10日以内に、その旨を保証人との連名をもって異動届（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。
- (2) 本人又は保証人の氏名又は住所の変更
- (3) その他重要な事項の異動

2 前項の規定による届出は、奨学生が疾病、死亡その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する等の規則（平成29年伊勢市規則第26号）第21条の規定による廃止前の伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第149号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号 (第7条関係)

※受付 番号	※選定 可否	※選定 番号	※付記
-----------	-----------	-----------	-----

伊勢市奨学金支給申請書

校 種 別 (該当のものに○を付すこと。)	・大 学 (県内・県外) ・高等専門学校 (公立・私立)					・短期大学 (県内・県外) ・高等学校 (公立・私立)						
在 籍 校				学部 (科)				学 年				
(ふりがな) 氏 名						生 年 月 日		年 月 日				
住 所	(郵便番号) ————— (電話番号) —————											
保護者住所	(郵便番号) ————— (電話番号) —————											
家族構成等 (本人を含めて記入すること。)	氏 名	続 柄	年 齢	職 業・勤務先等				月 額 収 入				
		世帯主						円				
他の奨学金制度、授業料免除等の状況												
申 請 理 由												
上記のとおり記載事項に相違ありません。 奨学金の支給を受けたいので、申請します。 年 月 日												
										本 人 氏 名 保 護 者 氏 名		印 印
(宛先) 伊勢市教育委員会												

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号（第7条関係）

奨 学 生 推 薦 書	
学 校 名	
推 薦 生 徒（学生） 氏 名	部 科 第 学年 氏 名
学 業 について の 所 見	
人 物 について の 所 見	
家庭状況について の 所 見	
将来に対する総合的 所 見	
上記のとおり推薦します。 年 月 日 学部長 学校長 （宛先）伊勢市教育委員会 印	

誓約書

私は、伊勢市奨学金支給条例による奨学生として選考されましたら、同条例及び伊勢市奨学金支給条例施行規則を誠実に遵守し、学業に励み、身体を健康を維持し、善良な生徒・学生として行動することを保証人と連署をもって誓約します。

年 月 日

本人 住所
氏名

⑩

保証人 住所
氏名

⑩

（宛先）伊勢市教育委員会

様式第4号（第11条関係）

奨学生選定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年度奨学生として選定し、次のとおり奨学金を支給することを決定しましたので、通知します。

選 定 番 号						
奨 学 生	在 籍 校		学 部 (科)		学 年	
	住 所					
	氏 名					
奨 学 金 の 額	月 額 円					
奨 学 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで (月 間)					

備考 照会その他連絡の際は、選定番号を明記し、又は申し出てください。

奨学金廃止（停止）通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

次のとおり奨学金を廃止（停止）することを決定しましたので、通知します。

選 定 番 号						
奨 学 生	在 籍 校		学部(科)		学 年	
	住 所					
	氏 名					
廃 止 (停 止) す る 奨 学 金 の 額	月 額 円					
期 間	年 月 から 年 月 まで (月 間)					
理 由						

異動届

(宛先) 伊勢市教育委員会

本 人 住 所
氏 名
選 定 番 号
学 校 名
学 部 (科)
学 年
保 証 人 住 所
氏 名

第 号

印

印

異動事項 （該当するものに○を付すこと。）	・休学 ・復学 ・転学 ・退学 ・本人の氏名変更 ・本人の住所変更 ・保証人の氏名変更 ・保証人の住所変更 ・死亡 ・その他（ ）
事実発生日	年 月 日
異動理由又は異動内容	

- 1 異動の事実の発生した日から10日以内に提出してください。
- 2 異動の事実の証明となる書類を添付してください。
- 3 本人が届け出ることができないときは、保証人が提出してください。

伊勢市生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第16号

伊勢市生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則

(伊勢市生涯学習センター管理規則の一部改正)

第1条 伊勢市生涯学習センター管理規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第21号）を次のように改正する。

第1条中「の施行」を「第19条の規定に基づき、伊勢市生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営」に改める。

第2条を次のように改める。

(選定委員会の設置)

第2条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、センターに係る指定管理者選定委員会として、伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「を置く」を「1人を置き、委員の互選により定める」に改める。

第5条第1項中「教育委員会」を「委員長」に改め、同条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(選定委員会への委任)

第6条の2 第2条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

第7条第1項中「伊勢市生涯学習センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

(伊勢市立図書館規則の一部改正)

第2条 伊勢市立図書館規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「心得」を「遵守事項」に改め、同条第3号中「、飲食し」を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 飲食は、所定の場所及び方法で行うこと。

第5条第1項第4号を次のように改める。

(4) 市内の学校、保育所又は認定こども園

第5条第1項第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第19条を次のように改める。

(選定委員会の設置)

第19条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

（平成17年伊勢市条例第59号）第4条の3第1項の規定により、図書館に係る指定管理者選定委員会として、伊勢市立図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

第20条第2項を削る。

第21条第1項中「を置く」を「1人を置き、委員の互選により定める」に改める。

第22条第1項中「教育委員会」を「委員長」に改め、同条第2項中「開くことができない」を「開き、議決することができない」に改め、同条第3項中「出席委員」を「委員で会議に出席したもの」に改める。

第23条中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局社会教育課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(選定委員会への委任)

第23条の2 第19条から前条までに定めるもののほか、議事の手續その

他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

利 用 申 込 書

登 録 日	. .					
利用者番号						

フリガナ			生 年 月 日	年 月 日
氏 名				
保護者 氏 名	Ⓜ		※ 申込者が小学生以下の場合は、保護者が記入し、及び押印してください。ただし、確認書類が提示され、本人又は保護者が記入する場合は、押印不要です。	
住 所	〒 — —			
電話番号	— —			
伊勢市に 在勤・在 学 の 方 は、ご記 入くださ い。	☐ 勤務先名 ☐ 学校名 ☐ 帰省先 電話（ — — ）			

確認書類	運転免許証・健康保険証・学生証・身分証明書・その他（ ）
------	-----------------------------------

※太枠の中だけご記入ください。

様式第 2 号中「(第 4 条・第 5 条関係)」を「(第 4 条、第 5 条関係)」に改める。

様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 7 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 8 号中「(第 28 条関係)」を「(第 27 条関係)」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 9 号中「(第 29 条関係)」を「(第 28 条関係)」に、「あて先」を「宛先」に改める。

(伊勢市観光文化会館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市観光文化会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 6 条までを次のように改める。

第 2 条から第 6 条まで 削除

(伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 6 条までを次のように改める。

第 2 条から第 6 条まで 削除

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第17号

伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則（平成27年伊勢市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市子ども読書活動推進会議規則

第1条中「伊勢市子ども読書活動推進会議条例（平成27年伊勢市条例第37号）第6条」を「伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条」に改める。

第3条第1項中「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第3項中「出席した委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に、「会長」を「議長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則第2条第1項の規定により定められた伊勢市子ども読書活動推進会議の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、改正後の伊勢市子ども読書活動推進会議規則第2条第1項の規定により、伊勢市子ども読書活動推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第18号

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則
の一部を改正する規則

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成20年伊勢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（報酬）

第9条 委員の報酬は、伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第19号

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則（平成20年伊勢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第20号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	提出期間
伊勢市市営庭球場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市倉田山公園野球場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢フットボールヴィレッジ	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市市民武道館	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市二見体育館	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市二見グラウンド	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間

伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市二見テニスコート	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市小俣児童体育館	利用する日の7日前までの期間
伊勢市小俣総合体育館	使用する日の属する月の前月の初日から15日までの期間
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	使用する日の属する月の前月の初日から15日までの期間
伊勢市北浜スポーツグラウンド	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間

様式第1号（その5）及び（その6）中「㊤」を削り、「男 人・女 人・合計 人」を「 人」に改める。

様式第2号（その4）及び（その5）中「男 人・女 人・合計 人」を「 人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第21号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「規定の規定」を「規定」に改める。

別表第2中

四郷小学校（特別 教室棟）	学校名	種別／区分
		会議室1
		会議室2
		図書室

を

「

学校名	種別／区分
四郷小学校	会議室1
	会議室2
	図書室（特別教室棟に設置されているものに限る。）

に改める。」

別表第3及び別表第4中「（特別教室棟）」を削る。

別表第5中「図書室」を「図書室（特別教室棟に設置されているものに限る。）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

学校開放施設利用団体登録申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

申請者 住所
氏名

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、（ ）年度学校施設利用団体の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

団体名				
利用目的 (種目・内容)				
利用施設		体育館 運動場 テニスコート		
責任者 (管理員)	氏 名			
	住 所	(〒 —)	TEL	自宅
				携帯
団体構成人数		人		
スポーツ傷害保険加入の有無と種類		有 無		

備考

- 1 責任者（管理員）は、20 歳以上の者に限ります。
- 2 学校開放施設利用団体構成員名簿を添えて申請してください。

学校開放施設利用団体構成員名簿

団体名 () No. ()

No.	氏 名	住 所	勤務先／学校名
1		市 内 ・ 市 外	
2		市 内 ・ 市 外	
3		市 内 ・ 市 外	
4		市 内 ・ 市 外	
5		市 内 ・ 市 外	
6		市 内 ・ 市 外	
7		市 内 ・ 市 外	
8		市 内 ・ 市 外	
9		市 内 ・ 市 外	
10		市 内 ・ 市 外	
11		市 内 ・ 市 外	
12		市 内 ・ 市 外	
13		市 内 ・ 市 外	
14		市 内 ・ 市 外	
15		市 内 ・ 市 外	
16		市 内 ・ 市 外	
17		市 内 ・ 市 外	
18		市 内 ・ 市 外	
19		市 内 ・ 市 外	
20		市 内 ・ 市 外	

備考 勤務先／学校名については、市外在住の方のみ記入ください。

様式第 4 号から様式第 6 号までを次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

学校開放施設利用団体構成員変更届

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

登録番号 第 号

団体名

住所

届け人

氏名

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条の規定に基づき、構成員の変更を下記のとおり届出をします。

記

（責任者／管理員）

	氏 名	住 所	TEL
元			
新			

（構成員）

	氏 名	住 所	勤務先／学校名
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	
脱加		市 内 ・ 市 外	

備考 勤務先／学校名については、市外の方のみ記入してください。

学 校 開 放 利 用 申 請 書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

申請者 住所

氏名

連絡先

団体名		登録番号	第 号
-----	--	------	-----

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第7条の規定により、学校開放施設の利用許可を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

使 用 日 時 (月別)	()月		日 ()	: ~ :
	日 ()	: ~ :	日 ()	: ~ :
	日 ()	: ~ :	日 ()	: ~ :
	日 ()	: ~ :	日 ()	: ~ :
	日 ()	: ~ :	日 ()	: ~ :
(年間)	月～ 月(毎週・第 週、 曜日) : ~ :			
使 用 目 的 (種目・内容)			使 用 す る 備 品 等	
使 用 施 設	()学校		体育館(全面・片面) 運動場 テニスコート(コート)	
照 明 の 有 無	有 ・ 無		点灯時間 : ~ :	
備 考				

誓約

伊勢市立学校施設の開放に関する条例及び伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則に、万一違反するようなことが起った場合は、教育委員会のいかなる指示にも従います。

様式第6号（第11条関係）

学 校 開 放 利 用 申 請 書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第7条の規定により、学校開放施設の利用許可を受けたいので、下記のとおり申し込みます。
なお、使用等に当たっては、使用等の条件を守ります。

使用等日時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後					
使用等目的	(名称) (目的・内容)					
使用等施設	会議室1 会議室2		使用等予定人数		名	
附属設備等の使用等	1 使用等する（別紙のとおり） 2 使用等しない					
特別の設備等	1 有（別紙のとおり） 2 無		冷暖房使用等		1 有 2 無	
減免申請	1 有 2 無		減免理由			
※使用料等	規定の使用料等		円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)			
	減免額		円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)			
	差引使用料等		円(室料 円、附属設備 円、冷暖房 円)			
※許可年月日及び番号	年 月 日 No.					
※納付年月日	年 月 日					
※使用等許可決裁						

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第8号（第11条関係）

学 校 開 放 利 用 許 可 書

第 号

年 月 日

登録番号 第 号

団 体 名

責 任 者 様

伊勢市教育委員会

下記のとおり、学校開放施設の利用を許可します。

記

使 用 日 時 (月 別)	()月	日()	: ~ :	
	日()	: ~ :	日()	: ~ :
	日()	: ~ :	日()	: ~ :
	日()	: ~ :	日()	: ~ :
	日()	: ~ :	日()	: ~ :
(年 間)	月~ 月(毎週・第 週・ 曜日) : ~ :			
使 用 目 的 (種目・内容)			使 用 す る 備 品 等	
使 用 施 設	()学校	体育館(全面・片面) 運動場 テニスコート(コート)		
使 用 人 数	人			
照 明 の 有 無	有 ・ 無		点灯時間 : ~ :	
照 明 使 用 料 (1 回 当 た り)	510円×() 1,020円×() 300円×() 減免(全額免除 ・ 半額免除)			
備 考				

備考

- 1 伊勢市立学校施設の開放に関する条例及び伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則を遵守し、利用してください。
- 2 利用団体の都合で使用しない場合は、使用の日の3日前までに、利用申請をしたところにキャンセルの連絡をしてください。

様式第 9 号（第13条関係）

対外試合実施届

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

登録番号 第 号
団体名
責任者住所
氏名

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則第13条第 2 項の規定により、対外試合を行いたいので、下記のとおり届出をします。

記

使 用 施 設	学校	体育館	運動場	テニスコート
使 用 の 日 時	月 日 ()	使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで	
対 戦 チ ー ム 名				
対戦チーム責任者	住所 市 内 ・ 市 外			
	氏名			
	電話番号			
対戦チーム参加者	人			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第22号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第48条関係）

（単位：円）

階層区分		保育料 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
第2A階層	第1階層を除き、市民税所得割額が非課税の母子世帯等	0
第2B階層	市民税所得割額が非課税である上記以外の世帯	3,000
第3A階層	市民税所得割額が1円以上77,101円未満の母子世帯等	3,000
第3B階層	第3A階層を除き、市民税所得割額が1円以上77,101円未満の世帯	5,500
第4階層	上記以外の世帯	5,500

備考

- この表において「階層区分」とは、各月初日における世帯の階層

区分をいう。

2 この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。

3 この表において「母子世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)

(7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 市民税所得割額を算定する場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子の市民税所得割額は、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び第3項の規定により算定する。

5 第2B階層において、同一世帯に2人以上の特定被監護者等(支給認定保護者(児童手当法(昭和22年法律第164号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。))に監護される者及び監護されていた者並びに支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(支給認定保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。))であって支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。))がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いものの以降のものに係る保育料は、無料とする。

6 第3A階層において、同一世帯に2人以上の特定被監護者等がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いものの以降のものに係る保育料は、無料とする。

7 第3B階層において、同一世帯に3人以上の特定被監護者等がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、3番目に年齢が高いものの以降のものに係る保育料は、無料とする。

- 8 第4階層において、同一世帯に3人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。）がいる場合は、当該負担額算定基準子どものうち、3番目に年齢が高いものの以降のものに係る保育料は、無料とする。
- 9 第49条に規定する場合その他子ども・子育て支援法施行令第24条第2項に規定する事由による場合以外の場合は、保育料の額について日割計算を行わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。